

令和7事業年度「施設園芸セーフティネット構築事業」加入募集のご案内

省エネ化とセーフティネットで

燃料価格高騰に備えましょう

- ✓ 国と農業者で積立てを行い、燃料価格高騰時に補填金をお支払いします
(自身の積立金の2倍を限度に補填)
- ✓ 補填に使用されなかった皆様の積立金は、事業終了後に還付されます
(掛け捨てではありません)

申込期限

7月7日(月)

※埼玉県協議会への提出締切

対象期間

10月から翌6月までの間から選択

加入要件

- ☐ 施設園芸農家 **3戸以上**※又は農業従事者 **5名以上**で構成する農業者団体等

※同一県内の3戸以上の農家

- ☐ **3年間**で燃料使用量を**15%以上削減**する計画(省エネルギー等推進計画)の作成

- ☐ 目標の立て方は、裏面をご覧ください。

補填積立金

積立金

= 積立単価 × 年間燃料購入予定数量 × 1/2
(例)

A重油を年間10,000L購入予定の方が130%
コースに申し込む場合

$28.2 \times 10,000 \times 1/2 = 141,000$ 円

対象燃料

施設園芸(野菜、果樹、花きの栽培)
の用に供する**A重油**、**灯油**、**L Pガス**、**L N G**

基準単価、積立コース

A重油 : 94.1円/L **L Pガス** : 124.2円/kg
灯油 : 99.7円/L **L N G** : 70.2円/m³

積立 コース	積立単価			
	A重油	灯油	L P ガス	LNG
115% コース	14.1 円/L	15.0 円/L	18.6 円/kg	10.5 円/m ³
130% コース	28.2 円/L	29.9 円/L	37.3 円/kg	21.1 円/m ³
150% コース	47.1 円/L	49.9 円/L	62.1 円/kg	35.1 円/m ³
170% コース	65.9 円/L	69.8 円/L	86.9 円/kg	49.1 円/m ³

補填金 = 補填単価※1 × 当月燃料購入数量 × 70%※2

補填単価は、積立コースにかかわらず、同額です。

※1 補填単価 = 各月の指標価格 - 発動基準価格

※2 価格急騰時等には、100%に引き上げられます。

省エネ機器を導入し燃料使用量を50%以上削減する場合にも100%に引き上げられます。(詳細は裏面下部をご確認ください)

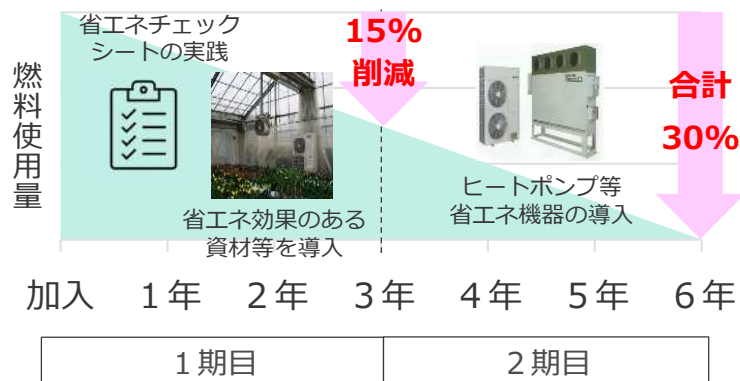
埼玉県燃油価格高騰緊急対策協議会

(連絡先) J A 埼玉県中央会 農政・広報・組合員組織担当 (048-829-3307)

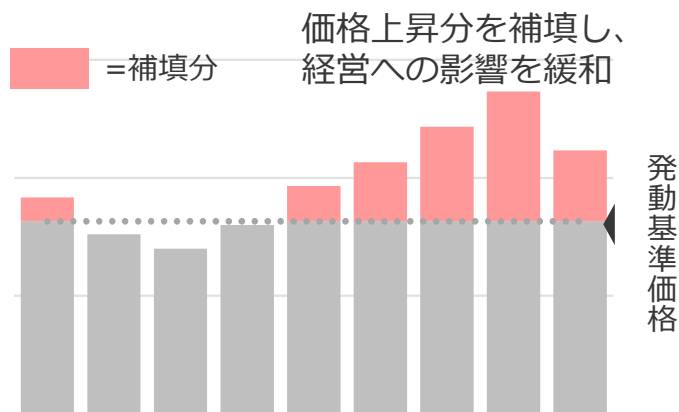
埼玉県 農林部 生産振興課 総務・野菜担当 (048-830-4142)

施設園芸セーフティネット構築事業加入に向けたヒント

省エネ計画のイメージ



セーフティネットの仕組み



申請手続

申請には、下記の書類が必要です。
地域によって必要な書類が異なる場合がありますので、**都道府県協議会**にご確認下さい。

※ 7年分の書類がない場合でも加入可能な場合もありますので、ご相談下さい。

<初めて加入する方>

- 省エネチェックシートの実践で燃料使用量**10%減**とみなせます。チェックシート以外で**5%減**を目指しましょう。



▲省エネチェックシート



▲省エネマニュアル



▲省エネ通知のページQRコード



▲省エネで収益力向上を

<支援対象者としての申請に必要な書類>

- ☐ 事業実施計画書
- ☐ 省エネルギー等対策推進計画

<事業参加者としての申請に必要な書類>

- ☐ 省エネルギー等対策取組計画
- ☐ 過去7年分の燃料使用量を確認できる書類
- ☐ みどりクロコンのチェックシート

- ✓ **省エネ機器（化石燃料を使用しない加温機）の導入と被覆等の取組を組み合わせ燃料使用量50%以上の削減に取り組む場合、補填数量を70%から**100%**に引き上げます。**

実施期間

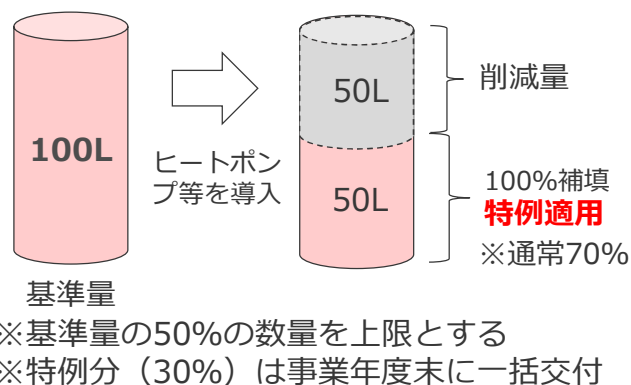
令和9事業年度まで

※一人一期（最大3年間）までです。
※申込期限は令和8事業年度までです。令和8事業年度に申し込んだ場合、特例措置の期間は2年間です。

加入要件

- ☐ 特例適用の事業初年度に**省エネ機器を導入**する者又は**既に省エネ機器を導入**している者
- ☐ **3年間**で燃料使用量を**50%以上削減**する計画（省エネルギー等取組計画）の作成

省エネ加速化特例の仕組み



省エネや生産性向上の取組に活用可能な補助事業

- 産地生産基盤パワーアップ事業 施設園芸エネルギー転換枠等

検索

更なる省エネ化で 燃料価格高騰に備えましょう

✓ 省エネ機器の導入と被覆等の取組を組み合わせ燃料使用量50%以上の削減に取り組む場合、補填数量を70%から100%に引き上げます。

申込期限 7月7日（月）

※埼玉県協議会への提出締切
※施設園芸セーフティネット構築事業の加入と併せて申請してください。

実施期間 令和9事業年度まで

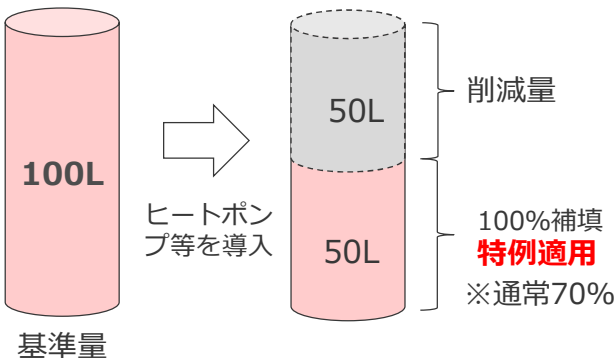
※事業参加者ごとの取組計画に即して申請し、一人一期（最大3年間）までです。
※申込期限は令和8事業年度までです。なお、令和8事業年度に申し込んだ場合、特例措置の期間は2年間となります。

加入要件

- ☐ 特例適用の事業初年度に**省エネ機器を導入**する者又は**既に省エネ機器を導入**している者
- ☐ **3年間**で燃料使用量を**50%以上削減**する計画（省エネルギー等取組計画）の作成

SN加入状況	R 6 事業年度加入者				R 6 事業年度未加入者	
省エネ機器導入状況	導入していない		導入済み		導入していない	導入済み
現行計画の削減率	50%未満	50%以上	50%未満	50%以上	—	—
特例対象	○	×	○	×	○	○

省エネ加速化特例の仕組み



省エネ加速化特例補填金 = 補填単価 × 当月燃料購入数量の100%
※補填単価 = 各月の指標価格 - 発動基準価格
※基準量の50%の数量を上限とする
※特例分（30%）は事業年度末に一括交付

埼玉県燃油価格高騰緊急対策協議会

（連絡先） J A 埼玉県中央会 農政・広報・組合員組織担当（048-829-3307）
埼玉県 農林部 生産振興課 総務・野菜担当（048-830-4142）

省エネ加速化特例加入の申請手続きについて

申請手続

- ・省エネ特例の申請には、右記の書類が必要です。
- ・地域によって必要な書類が異なる場合がありますので、**都道府県協議会**にご確認下さい。
- ・令和7事業年度施設園芸セーフティネット構築事業の加入申請をしている者に限ります。なお、積立金の契約の変更はできません。

- ☐ 省エネ加速化特例申請書
(省エネ機器導入の確認書類含む)
- ☐ 省エネルギー等対策取組計画

基準量の考え方

赤字が基準量です。基準量から50%以上の燃料使用量の削減に取り組みます。

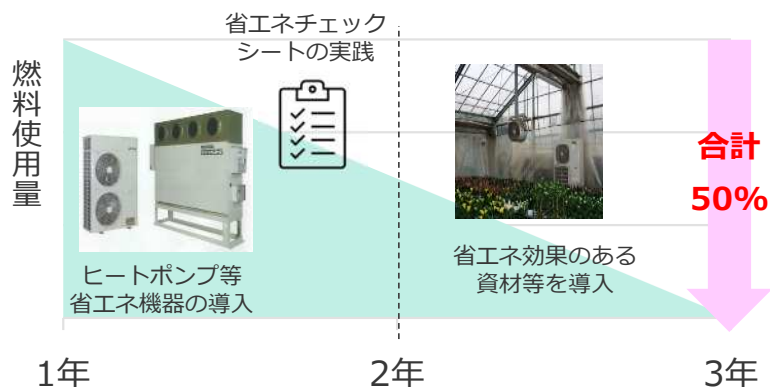
Aさん：新たに省エネ機器を導入 Bさん：既に省エネ機器導入済み (単位：L)

		R1～R3			R4～R6			R7～R9 (特例加入)			基準 数量
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
A さん	現在値	100	—	—	85	—	—	70			70
	目標値	85			70			50%減 35	R7ヒートポンプ導入		
	実績値	90	80	70	70	65	60				
B さん	現在値	200	—	—	170	—	—	145			180
	目標値	170			145			90			
	実績値	190	180	110	105	100	95				

※ AさんのR7ヒートポンプ導入により、R7の燃料使用量が70から35(50%減)に削減されました。
※ BさんのR3ヒートポンプ導入により、R3の燃料使用量が170から110(35%減)に削減されました。

省エネ加速化特例加入に向けたヒント

省エネ計画のイメージ



▲省エネチェックシート



▲省エネ通知のページQRコード



▲省エネマニュアル



▲省エネで収益力向上を

省エネ機器の導入に加え、被覆の多層化や循環扇の導入、環境制御装置の導入など様々な手段を用いて燃料使用量50%以上削減に取り組みましょう！

省エネや生産性向上の取組に活用可能な補助事業

○ 産地生産基盤パワーアップ事業 施設園芸エネルギー転換枠等

検索